



島根県報

平成25年 8 月 30 日 (金)

号外 第 134 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第596号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年 8 月 30 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	431号	松江市西川津町字中尾頭286番1地先から同285番2地先まで	前	メートル 30.00～ 41.00	メートル 53.00	松江県土整備事務所 減幅 払下げ
			後	25.00～ 36.00	53.00	
"	184号	飯石郡飯南町下来島1472番3地先から同1475番地先まで	前	7.50～ 13.90	68.50	道路改良工事 拡幅
			後	7.50～ 25.00	68.50	
"	"	飯石郡飯南町下来島1476番1地先から同3713番1地先まで	前	9.50～ 37.20	211.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅
			後	9.50～ 43.40	211.00	
県 道	玉湯吾妻山線	雲南市大東町川井1561番1地先から同1862番17地先まで	前	12.00～ 100.00	560.00	道路改良工事 拡幅
			後	22.00～ 100.00	560.00	

島根県告示第597号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成25年8月30日

島根県知事 溝口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	184号	飯石郡飯南町下来島3893番1地先から同3892番1地先まで	メートル 158.20	平成25年 8月30日	雲南県土整備 事務所	
〃	〃	飯石郡飯南町下来島1472番3地先から同1475番地先まで	68.50	平成25年 8月30日		
〃	〃	飯石郡飯南町下来島1476番1地先から同3713番1地先まで	211.00	平成25年 8月30日		
県道	須川谷日原線	鹿足郡津和野町日原110番18地先から同107番21地先まで	177.05	平成25年 8月30日	益田県土整備 事務所津和野 土木事業所	